

県立二葉の里病院西側駐車場管理運営等業務事業者募集に係る公募型プロポーザルにおける質問に対する回答（その1）

1	質問箇所	資料名・項目名 ・ページ番号等	位置図
	質問事項	汚染土グリッドライン内は駐車場車室として利用可能か	
	回答	利用可能です。ただし、グリッドライン内は形質変更時要届出区域の指定が解除されていないため、それに応じた措置が必要となります。	
2	質問箇所	資料名・項目名 ・ページ番号等	募集要項4. 募集手続き（2）エ提出書類
	質問事項	（エ）納税証明書について、その①～その④全てを添付すべきか	
	回答	その3（未納の税額がないことの証明）の添付を想定しております。	
3	質問箇所	資料名・項目名 ・ページ番号等	募集要項5.（9）違約金
	質問事項	事業者予定者の帰責事由で事業者予定者の決定が取り消された場合の違約金について具体金額を把握したい	
	回答	取消しのタイミング等により変わるものと考えますが、基本的な考え方としては、その取消しにより当機構が被った損害（事業開始時期の遅れにより逸失した貸付料の額や、貸付期間が短くなることによる貸付料（月額）の減など）を想定しています。	
4	質問箇所	資料名・項目名 ・ページ番号等	県立二葉の里病院西側土地賃貸借契約書（案） 第3条および第4条
	質問事項	貸付期間は契約締結日から指定の期日までと設定されているが、賃料対象期間は賃貸借期間と同じ期間で決定されているのか。あるいは乙と協議が可能であるか	
	回答	協議は可能です。提案書では、提案者が想定する、当機構に貸付料を支払う期間が分かるように記載してください。 貸付料の項目においては、仕様書にある貸付期間を通じた総額の貸付料が多い方を評価します。 例）24か月×350万円 < 22か月×400万円	
5	質問箇所	資料名・項目名 ・ページ番号等	県立二葉の里病院西側土地賃貸借契約書（案） 第14条
	質問事項	条文中に記載がある内容以外で甲側から解約の申し出があることはないと理解で構わないか 甲側から条文記載以外の内容で解約の申し出である場合、事前通告期間や解約金等は事業予定者との協議により決定することでよいか	
	回答	契約書（案）第15条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第3号に網羅的な規定があることから、これら3号を含めて第15条に規定する以外の事由で当機構から解約を申し出ることはありません。	

		仮に当機構が第15条に規定する以外の事由で解約を申し出る場合の対応については、お見込みのとおりです。	
6	質問箇所	資料名・項目名 ・ページ番号等	県立二葉の里病院西側駐車場管理運営等業務仕様書 (案) (ウ) 精算機等設備
	質問事項	別表に記載がある料金設定のうち、一般利用者向け料金設定は事業者の任意で設定は可能か	
	回答	事業者の任意で設定可能です。	
7	質問事項	現状敷地の周囲を囲っている杭およびトラロープは残地され引き渡される認識でよいか この場合事業者で当該残地物の利用は可能か	
	回答	引き渡しについては、お見込みのとおりです。 また、現状有姿を含めて引き渡したものは事業者で利用可能です。	